

諮問資料（電子計算機の結合）

令和4年12月8日

人事課

1 件 名	特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合		
2 業務の概要	1 内 容	現状は配送業者を経由してCD-Rで行っている「保険事業」に関する例月報告データや交換便で行っている「ライフプラン事業」に関する希望調査等のやり取りについて、区の庁内LAN端末と特別区職員互助組合の外部ファイル收受システムを接続することで、迅速かつ安全に組合員の組合員情報、給与情報、そのほかの報告等を行う。	
	2 対象者等	特別区職員互助組合加入職員2083名(令和4年10月1日時点)	
	3 相手先	特別区職員互助組合	
	4 結合方法	特別区職員互助組合より送信されるURLを通して、LG-WAN環境にて総合管理システムへアクセスする。特別区職員互助組合に利用者申請を事前に行い、配布されるログインIDにてログインする。	
	5 理 由	①工程が減り、作業時間が減るのはもちろん、ミスが生じるポイントも減らすことができる。また、組合より報告内容修正等の指示があった場合にも早急な対応が可能となり、組合員への影響を抑えることができるため。 ②現行方法では郵送業者を介することになり、その間の配送遅延・盗難・紛失等、区では防ぎきれないリスクが懸念されるため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	令和3年度第5回「公立学校共済組合の外部ファイル授受システムとの電子計算機の結合」		
5 諮問理由	一括承認基準に該当がないため		
6 取り扱う個人情報	電子計算機と結合するもの		理 由
	別表のとおり		特別区職員互助組合が実施する「保険事業」「ライフプラン事業」について迅速かつ安全に報告を行うため
7 電子計算機の結合する時期及び期間	審議会承認後、令和4年12月より操作訓練期間 令和5年1月より本格稼働		

# 資料 1 (別表)

## 取り扱う個人情報

### 区が提供する情報

項目名
1 組合員の事業所名
2 所属部課名
3 組合員番号
4 氏名
5 性別
6 生年月日
7 異動区分
8 保険種別
9 被保険者区分
10 加入型
11 被保険者氏名
12 保険料
13 保険料控除額

※ライフプラン事業に関する個人情報は1～7のみ該当

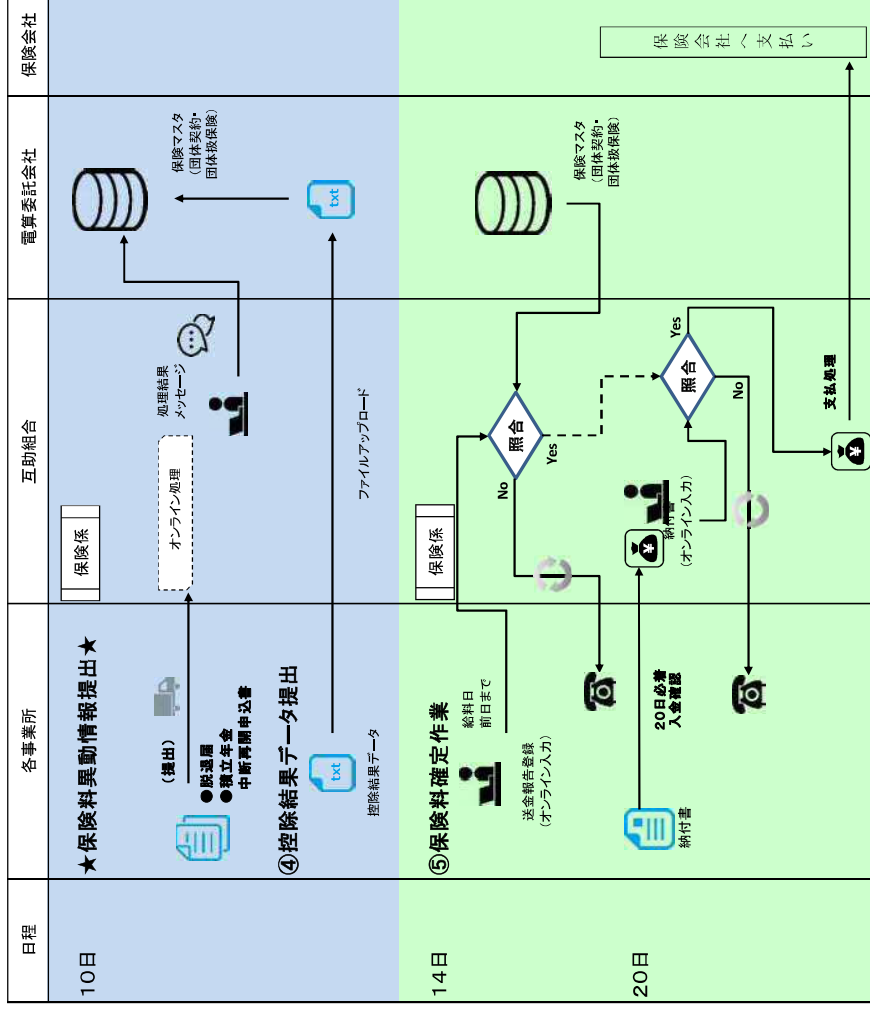
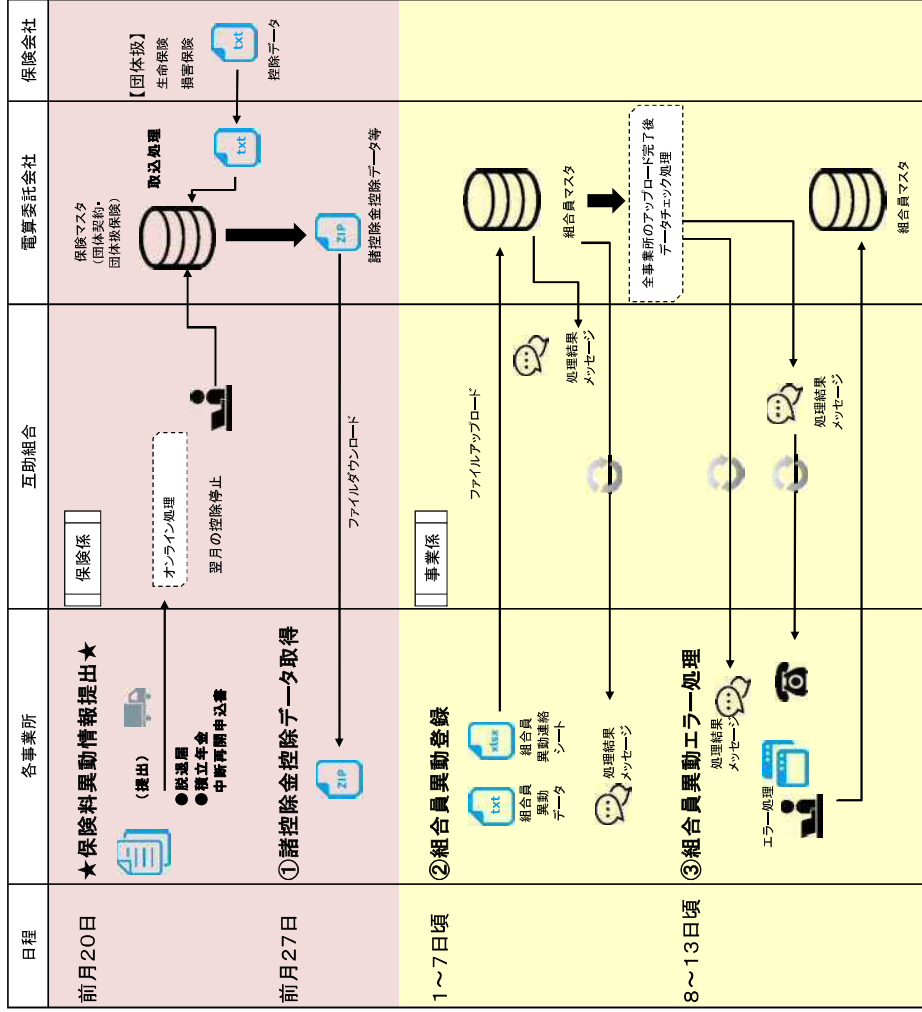
### 7.異動区分に関する項目

項目名
1 採用
2 死亡・退職
3 氏名変更
4 所属部課変更
5 事業所の転出入
6 休職・育児休業
7 再任用、特別職、任期付職員の種別

### 特別区職員互助組合が提供する情報

項目名
1 保険種別
2 保険加入区分
3 保険加入型
4 被保険者氏名
5 保険金額
6 保険料
7 死亡保険金受取人氏名
8 指定代理請求者氏名
9 積立年金保険口数
10 団体取扱保険保険会社名
11 証券記号番号
12 控除開始年月
13 控除終了年月
14 個人番号申告書提出の有無
15 保険開始年月
16 配当金額
17 現金払い配当金額
18 年間払込保険料
19 年末調整対象配当金
20 差引保険料
21 差引個人年金保険料
22 配当金支払方法
23 保険料控除区分
24 年金支払年月日
25 保険期間
26 年金支払期間
27 払込回数
28 控除結果
29 還付事由
30 還付対象期間

# 4. 新システムの事務について 【給与控除事務の流れ(例月スケジュール)】



資料 1  
(参考資料)

諮問資料（電子計算機のオンライン結合）

令和4年12月8日

子育て支援課

管理グループ（児童相談所設置準備担当）

1 件 名	児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について		
2 業務の概要	1 内 容	<p>近年に発生した児童虐待の事案で、転居した際の自治体間の引継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことから、令和2年度に国において、自治体間及び児童相談所・市町村間において情報共有を行うことができる、全国統一のオンラインシステムである「要保護児童等に関する情報共有システム」の構築がすすめられた。</p> <p>豊島区においても、令和5年2月1日の児童相談所開設に伴い、国（厚生労働省）が構築・運用している要保護児童等に関する情報共有システムと結合を行う。当該システムと結合することで、全国の自治体との的確な情報共有、児童相談所との間における迅速な情報共有を行うことにより、児童虐待の予防体制の強化が期待される。</p> <p>なお、個人情報の外部提供・本人直接収集の規定に関しては、「児童福祉法第25条の2」、「児童虐待の防止等に関する法律第13条の4」において法的根拠が定められている。</p>	
	2 対象者等	相談種別が児童虐待（虐待の疑いは除く）のケース	
	3 理 由	当該システムと結合することで、全国の自治体との的確な情報共有、児童相談所との間における迅速な情報共有を行うことにより、児童虐待の予防体制の強化が期待される。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	新たな電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）により個人情報の提供・収集を行うため。		
6 取り扱う個人情報	電算処理するもの	理 由	
	別表の必須項目欄に該当するとおり。	ケース支援に必要な情報であるため。	
7 電算処理する時期及び期間	本審議会の承認後とする。		



## 資料 2 (別表)

### 要保護児童等に関する情報共有システムで取り扱う個人情報

処理業務: 提供・取得個人情報(児童記録票)

	項目名	必須項目	即時閲覧 可能項目
1	受理年月日	○	○
2	相談有無	○	
3	事例番号	○	○
4	種別	○	
5	担当者	○	
6	氏名(カナ)	○	○
7	氏名(漢字)	○	○
8	氏名(通称・カナ)		
9	氏名(通称)		
10	性別	○	○
11	生年月日(年号)		
12	生年月日(日付)	○	○
13	年齢	○	
14	保育所等利用		
15	保育所・学校等情報		
16	本籍地		
17	現住所(郵便番号)		
18	現住所	○	
19	保護者1氏名(カナ)	○	○
20	保護者1氏名(漢字)	○	○
21	保護者1生年月日(日付)		
22	保護者1現住所(郵便番号)		
23	保護者1郵便番号	○	
24	保護者1続柄コード1		
25	保護者1続柄コード2		
26	保護者1続柄コード3		
27	保護者1続柄コード4		
28	保護者1続柄(漢字)		
29	保護者1電話番号		
30	保護者1勤務先情報		
31	保護者1勤務先電話番号		
32	保護者1留意		
33	保護者1備考コード		
34	保護者1氏名(カナ)		
35	保護者2氏名(漢字)		
36	保護者2生年月日(日付)		
37	保護者2現住所(郵便番号)		
38	保護者2郵便番号		
39	保護者2続柄コード1		

40	保護者2続柄コード2		
41	保護者2続柄コード3		
42	保護者2続柄コード4		
43	保護者2続柄(漢字)		
44	保護者2電話番号		
45	保護者2勤務先情報		
46	保護者2勤務先電話番号		
47	保護者2留意		
48	保護者2備考コード		
49	相談者名		
50	子どもとの関係		
51	家族1続柄コード1		
52	家族1続柄コード2		
53	家族1続柄コード3		
54	家族1続柄コード4		
55	家族1続柄(漢字)		
56	家族1氏名(カナ)		
57	家族1氏名(漢字)		
58	家族1生年月日(日付)		
59	家族1年齢		
60	家族1職業		
61	家族1健康状況		
62	家族1備考		
63	家族2続柄コード1		
	・・・(以降家族10まで同じ項目の繰り返しのため省略)		
170	家族10備考		
171	主訴		
172	生活状況		
173	経済状況		
174	保健福祉サービス等利用状況		
175	保健福祉サービス等利用状況 具体的な状況		
176	経路コード1		
177	経路コード2		
178	経路コード3		
179	種類別コード1		
180	種類別コード2		
181	種類別コード3		
182	処理コード1		
183	処理コード2		
184	処理コード3		
185	受付年月日		
186	受付年月日連番		
187	受付区分		
188	受付面接結果及び助言事項		
189	受付面接所見		

190	受付面接所見担当者		
191	調査結果及び支援事項		
192	調査所見		
193	調査年月日		
194	調査担当者		
195	総合所見		
196	支援内容及びその理由		
197	保護者・子ども等の意向 保護者の意思		
198	保護者・子ども等の意向 子どもの意向		
199	保護者・子ども等の意向 その他		
200	地域協議会 照会の有無		
201	地域協議会 照会年月日		
202	地域協議会 照会の事由		
203	地域協議会 意見内容		
204	短期的課題と支援方法 短期的課題		
205	短期的課題と支援方法 課題達成のための具体的支援方法		
206	中長期的課題と支援方法 中長期的課題		
207	中長期的課題と支援方法 次期検証時期(年月)		
208	中長期的課題と支援方法 課題達成のための具体的支援方法		
209	中長期的課題と支援方法 支援方針年月日		
210	中長期的課題と支援方法 責任者		
211	調査、面接、相談支援等経過		
212	支援の終結事由		
213	子どもや保護者等への説明内容		
214	終結年月日		
215	備考		
216	レコード通番	○	
217	登録区分	○	
218	対象者番号	○	
219	所属団体コード	○	○
220	所属組織コード	○	
221	所属班コード	○	
222	他団体閲覧不可フラグ		
223	第2面非公開フラグ		
224	第3面非公開フラグ		
225	第4面非公開フラグ		
226	第5面非公開フラグ		
227	第6面非公開フラグ		
228	第7面非公開フラグ		
229	第8面非公開フラグ		
230	補足情報の有無		
231	予備領域1		
232	予備領域2		
233	予備領域3		
234	予備領域4		

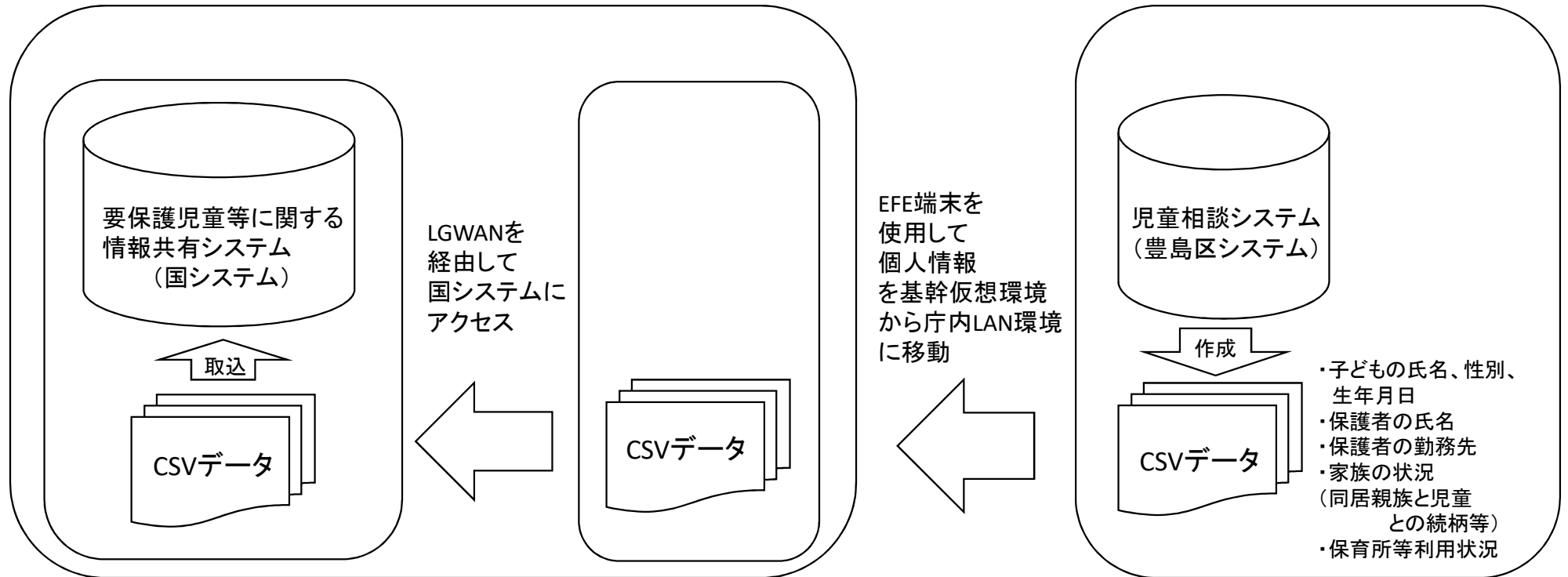




# 要保護児童等に関する情報共有システムへの 個人情報提供イメージ

庁内LAN環境

基幹仮想環境





## 資料 2（別紙 2）

子家発 0326 第 4 号  
令和 3 年 3 月 26 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
（公印省略）

要保護児童等に関する情報共有システムにより個人情報を取り扱う際の考え方について

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

要保護児童等への対応に当たり、保護者や児童が転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう、本年度「要保護児童等に関する情報共有システム」（以下「情報共有システム」という。）の開発を進めており、情報共有システムの機能等については、「要保護児童等に関する情報共有システムについて」（令和 2 年 2 月 21 日付け子家発 0221 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）でお知らせしたとおりである。

情報共有システムは、児童記録票等の情報を自治体間で共有するものであるが、この情報共有システムの各機能における個人情報の取扱いの考え方は、以下のとおりである。

- ・児童相談所と管内市町村における情報共有については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 に基づき、要保護児童対策地域協議会における情報の交換等として扱うことができること。
- ・児童相談所と管内市町村以外の自治体間における情報共有については、児童虐待事案について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 13 条の 4 による資料や情報の提供として扱うことができるほか、児童虐待以外の事案については、地方公共団体の定める条例等に基づき対応されるものであること。
- ・全国検索に係る情報については、児童虐待事案の対応に必要な情報を取り扱うため、児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 4 による資料や情報の提供として扱うことができること。（※）

(※) 全国検索の画面においても、児童虐待防止法第13条の4による情報提供を求めることを目的として利用されるものである旨を記載している。

都道府県におかれては、本通知の内容を了知いただくとともに、管内市町村（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 【参考条文】

##### ○児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第10項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第5項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

##### ○児童虐待防止法（平成12年法律第82号）

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

# 報告 1

## 業務委託報告資料

令和4年12月8日

高齢者福祉課

1 件名	敬老祝い品の封入封緘及び発送業務委託（単価契約）	
2 業務の内容	対象者に敬老祝い品を届けるために必要な祝い品等封入封緘と発送準備作業	
	1 内容	対象者に敬老祝い品を届けるために必要な祝い品等封入封緘と宛名シール作成及び貼付
	2 対象者・取扱件数等	・101歳以上 140人 ・喜寿・米寿 2,860人
	3 理由・効果	作業時間が限られている中、課内の人員のみで対応することが難しい。また今後、対象者の増加が見込まれるため。
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	取り扱う理由
	1 区が収集して事業者提供するもの ①氏名②住所③年齢④交付番号 2 事業者が収集するもの なし	・年齢についてはお祝いの種類（喜寿・米寿・100歳以上）ごとに封入するものが違うため。 ・交付番号は簡易書留の追跡調査に使用するため。
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 再委託の内容 再委託先 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型 4.5 に該当	
7 委託先	JPビズメール株式会社	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 和4年8月1日～9月12日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続

## 業務委託報告資料

令和4年12月8日

高齢者福祉課

1 件名	ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業に係るお知らせ等の作成・印字・発送委託（単価契約）	
2 業務の内容	ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業に係るお知らせ等の作成・宛名印字及び封入封緘業務	
	1 内容	作成したお知らせに発送対象者の氏名・住所を印字し、メッセージカードなどと併せて封書（長形3号）に封入・封緘する。
	2 対象者・取扱件数等	対象者：令和4年度に75歳以上となる区民 件数：32,341件
	3 理由・効果	大量印刷、封入・封緘作業となるため、多数の受注実績やノウハウを持った事業者へ委託することにより、迅速かつ低コストでの履行確保を図る。
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	取り扱う理由
	1 区が収集して事業者提供するもの 令和4年度中に75歳以上となる区民の氏名・住所	郵便物の宛名印字に際して必要最小限の情報を提供する必要があるため。
	2 事業者が収集するもの なし	
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 <u>再委託の内容</u> <u>再委託先</u> <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型4および5に該当	
7 委託先	中央ビジネスフォーム株式会社	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年8月19日～令和4年9月13日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続

## 業務委託報告資料

令和4年12月8日

文化デザイン課

1 件名	豊島区立昭和歴史文化記念館運営業務委託	
2 業務の内容	豊島区立昭和歴史文化記念館における運営業務委託	
	1 内容	昭和歴史文化記念館において、下記業務を行う。 1. 施設貸出業務【類型：13】 2. 企画展・ワークショップ等の開催【類型：2, 4, 16】 3. 事業周知のための広報活動【類型：2, 6】
	2 対象者・取扱件数等	来館者（年間目標数：1万人） ジオラマ作家、郷土史家、企画展・ワークショップ主催者（展示制作、企画展開催等で連絡をとる必要があるため。）
	3 理由・効果	運営業務の委託により、業務の効率化と来館者サービスの品質の向上を見込むことができる。
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	取り扱う理由
	1 区が収集して事業者提供のもの 【業務2】企画展・ワークショップ主催者・招待者等の氏名、住所、電話番号、文書記載内容、肖像、電子メールアドレス、勤務先（所属先）、職業、職歴、研修・講義等に要する事項 【業務3】ジオラマ作家、郷土史家、企画展・ワークショップ主催者・招待者等の氏名、住所、電話番号、文書記載内容、肖像、電子メールアドレス、勤務先（所属先）	【業務2】主催者等との連絡・調整のため。事業に係る展示物・資料等に使用するため。 【業務3】事業に係る広報物（チラシ等）や記念品等の発送のため。
	2 事業者が収集するもの 【業務1】貸室利用者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、施設の管理運営に要する事項 【業務2】企画展・ワークショップ主催者・招待者等の氏名、住所、電話番号、文書記載内容、肖像、電子メールアドレス、勤務先（所属先）、職業、職歴、研修・講義等に要する事項 【業務3】ジオラマ作家、郷土史家、企画展・ワークショップ主催者・招待者等の氏名、住所、電話番号、文書記載内容、肖像、電子メールアドレス、勤務先（所属先）	【業務1】貸室利用者の受付および郵送物（利用承認書等）の発送等のため。 【業務2】主催者等との連絡・調整のため。事業に係る展示物・資料等に使用するため。 【業務3】事業に係る広報物（チラシ等）や記念品等の発送のため。
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 再委託の内容 再委託先 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型 <u>2, 6, 13, 16</u> に該当	
7 委託先	公益財団法人としま未来文化財団	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年9月1日～令和5年3月31日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続



## 豊島区個人情報保護に関する法律施行条例について

## 1 制定理由

個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という）の一部改正に伴い、同法の規定が区の機関に適用されることを受け、豊島区個人情報等の保護に関する条例を廃止し、同法の施行に必要な規定を整備する。

## 2 制定内容

## (1) 条例の概要

区分	内容
第1条	趣旨（改正法の施行に関し必要な事項を定める）
第2条	用語（改正法及び法施行令で使用する用語の例による）
第3条	個人情報保護管理責任者（実施機関：区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員）
第4条	開示請求に係る手数料（無料、写しの作成及び送付に要する費用を実費の範囲で負担）
第5条	開示請求事項
第6条	開示決定等期限（請求の日から14日以内、ただし、正当な理由があるときは30日に限り延長可能）
第7条	大量請求決定等期限（第6条で定める期限内に相当の部分に対して開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定）
第8条	代理人による開示請求における本人の意思確認（本人に対して意思を確認する書類を送付し、その提出を求めることができる）
第9条	開示しない理由がなくなる時期の明示
第10条	訂正決定等期限（請求の日から14日以内、ただし、正当な理由があるときは30日に限り延長可能）
第11条	利用停止決定等期限（請求の日から14日以内、ただし、正当な理由があるときは30日に限り延長可能）
第12条	訂正請求等に関する代理人による開示請求における本人の意思確認に係る規定の準用（第8条の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人の意思確認について準用する）
第13条	審議会への諮問（安全管理措置、運用上の細則、独自の施策、条例の改廃について、豊島区個人情報保護審議会（仮称）に諮問することができる）
第14条	実施状況の公表（区長は、個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ公表しなければならない）
第15条	委任

## (2) 附則における関係条例の改正・廃止

### ① 豊島区行政情報公開条例

- 改正法第78条第1項各号に定める保有個人情報の開示請求に係る「不開示情報」の規定との整合を図るため、条例第7条各号に定める行政情報の公開請求に係る「非公開情報」の規定の文言整理及び項目の組み換え等を行う。

### ② 豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

- 次の下線部に係る「個人情報」の定義に関し、引用元を改める。

現行	改正後（案）
第7条第1項～第2項 略 (1)～(6) 略 (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報（ <u>豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）第2条第2号</u> に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項	第7条第1項～第2項 略 (1)～(6) 略 (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報（ <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u> に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

- 改正法の規定が指定管理者に適用されることを受け、個人情報保護に係る措置、個人情報に係る指定管理者の責務及び罰則に係る規定を削る。

### ③ 豊島区公文書等の管理に関する条例

- 次の下線部に係る「個人情報等」の定義に関し、引用元を改める。

現行	改正後（案）
第10条第1項～第2項 略 3 区長は、特定重要公文書に個人情報等（ <u>豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）第2条第11号</u> に規定する個人情報等をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、 <u>当該個人情報等</u> の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。	第10条第1項～第2項 略 3 区長は、特定重要公文書に個人情報（ <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u> に規定する個人情報）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、 <u>当該個人情報</u> の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

#### ④ 豊島区防災対策基本条例

- ・次の下線部に係る「目的外利用」及び「外部提供」の定義について、「豊島区個人情報の保護に関する条例」の廃止に伴い、災害対策基本法を根拠とする規定に改める。

現行	改正後（案）
第15条第1項～第2項 略 3 区長は、第1項に規定する施策を推進するため、災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報のうち別表第3で掲げるものについて、 <u>豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）第10条第2項に規定する</u> 目的外利用を行い、地域防災組織又は別表第4で掲げるものに対して、 <u>同条例第11条第1項に規定する</u> 外部提供を行い、必要な個人情報を共有させるものとする。（以下略）	第15条第1項～第2項 略 3 区長は、第1項に規定する施策を推進するため、災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報のうち別表第3で掲げるものについて、 <u>法第49条の11第1項の規定により</u> 目的外利用を行い、地域防災組織又は別表第4で掲げるものに対して、 <u>同条第2項の規定により</u> 外部提供を行い、必要な個人情報を共有させるものとする。（以下略）

#### ⑤ 豊島区個人情報等の保護に関する条例を廃止する。

### 3 施行期日

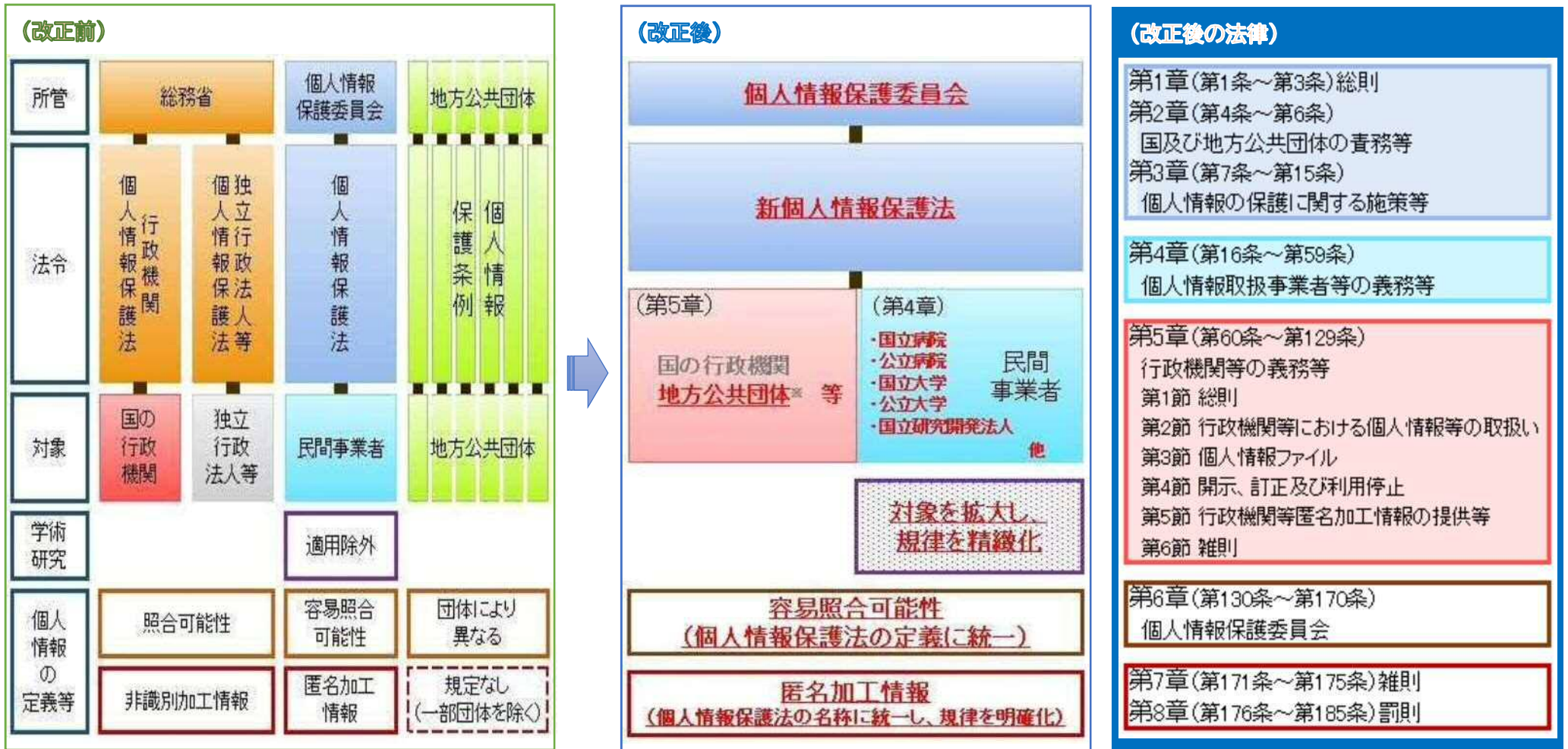
令和5年4月1日

### 4 資料

- (1) 法体系・条例の位置づけ
- (2) 個人情報保護制度の主な変更点（個人情報の取扱い）
- (3) 豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等の検討経過等
- (4) 豊島区行政情報公開条例の一部を改正する条例 新旧対照表
- (5) 「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等（案）」に関するパブリックコメントの実施結果並びに修正点について



# 法体系・条例の位置づけ



- ①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ②いわゆる2000個問題による、団体ごとの規定・運用の相違がデータ流通の支障となり大規模災害時等の対応の遅れにつながることから、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定。
- ③個人情報の取扱いについて国と同じ規律が適用される。その中で、保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等が規定され、現行と同水準の個人情報に対する保護措置が担保される。



# 個人情報保護制度の主な変更点(個人情報の取扱い)

	現行条例	改正法
個人情報の取扱い	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、審議会等への諮問を規定	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない (ガイドライン 9-4)
収集	予め目的を明確にし、必要最小限の範囲で適法・公正な手段で収集すると規定	64条(適正な取得)、61条(個人情報の保有の制限等)により条例と同等の内容を規定
収集禁止事項の収集	思想、信条等の情報を「収集禁止事項」として規定(例外規定あり)	2条3項で要配慮個人情報を定義しているが、収集禁止事項の規定なし
本人以外からの収集	本人からの個人情報の直接収集を規定(例外規定あり)	同様の規定なし
利用・提供制限 (目的外利用・外部提供)	保有個人情報の適正利用を規定し、目的外利用・外部提供の禁止を規定 例外規定〔本人同意、法令等、生命・身体保護、審議会諮問(公益上特に必要)など〕	69条では、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供してはならないと規定 例外規定〔本人同意・本人提供、相当の理由のある行政機関内部利用、提供する他の行政機関等における相当の理由、統計の作成又は学術研究、本人の利益、特別の理由〕
電算処理	電算処理の項目変更には審議会諮問が要件(例外規定あり) 収集禁止事項の電算処理の禁止(例外規定あり) 区以外の電子計算機との結合を禁止(例外規定あり)	規定なし 66条(安全管理措置):サイバーセキュリティ対策基準等を参考にした適切な水準の確保(ガイドライン)など
業務委託に関する措置	業務委託するときは受託者に取り扱うことができる個人情報の範囲・取扱方法の制限を付し、安全確保の措置を講ずる義務を課す。この制限を課すには審議会諮問が必要(法令等の定めによる例外規定)	66条(安全管理措置)により、受託者、受託業務について、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることを規定





## 豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等の検討経過等

### 1 検討経過等

- R3. 5. 19 改正個人情報保護法公布（R4. 1 ガイドライン、R4. 2 Q&A）
- R4. 3. 29, 5. 19 審議会に報告（改正法による制度変更、対応方針等）
- R4. 5. 17 審議会の学識経験者委員等による検討会を設置
- R4. 6. 14 第1回検討会〔法施行条例〕
- R4. 7. 8 第2回検討会〔法律施行条例・審議会条例・不開示情報の整合〕
- R4. 8. 31 第3回検討会〔条例案検討結果の確認〕
- R4. 9. 8 審議会に報告（条例案の検討結果）
- R4. 9 第3回定例会で報告〔法施行条例のパブリックコメント実施等〕
- R4. 10 パブリックコメント実施
- R4. 10 制度改正に向けての全庁説明会実施
- R4. 11 運用の手引き（案）作成
- R4. 11 第4回定例会に議案上程

### 2 法律施行条例の規定事項

国のガイドラインにより、条例に規定されることが想定される事項、条例に規定が置かれることが許容される事項及び許容されない事項について確認し、条例案を作成。

- 1) **条例に規定されることが想定される主な事項**
  - ・ 本人開示等請求における手数料
- 2) **条例に規定が置かれることが許容される主な事項**
  - ・ 開示決定等期限
  - ・ 大量請求開示決定等期限
  - ・ 訂正決定等期限
  - ・ 利用停止決定等期限
  - ・ 審議会への諮問
- 3) **条例に規定が置かれることが許容されない主な事項**
  - ・ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
  - ・ オンライン結合に特別の制限を設ける規定
  - ・ 目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定



## 豊島区行政情報公開条例(平成12年条例第2号)の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>○豊島区行政情報公開条例 平成12年3月27日豊島区条例第2号</p> <p>(目的) 第1条から (公開請求の手續) 第6条まで 省略</p> <p>(行政情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令等（法律、命令、他の条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>○豊島区行政情報公開条例 平成12年3月27日豊島区条例第2号</p> <p>(目的) 第1条から (公開請求の手續) 第6条まで 省略</p> <p>(行政情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令等（法律、命令、他の条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>・特定の個人を識別することができる具体例及び「他の情報と照合することにより識別することができることとなるもの」を追加。</p>

現行	改正後（案）	備考
<p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が<u>公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）</u>である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務執行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体」を「生命」に含む。</li> <li>・独立行政法人等を規定する法律の記載を追加し、地方独立行政法人を追加。</li> <li>・「身体」を「生命」に含む。</li> <li>・「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は改正案第3号アに移動。</li> </ul>

現行	改正後（案）	備考
<p><u>本条追加</u></p> <p><u>本状追加</u></p> <p><u>(4) 公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報</u></p> <p><u>(5) 区の機関の内部若しくは相互間又は区の機関と国等（国、独立行政法人等又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）若しくは公開請求者以外のものとの間における審議、検討、協議、調査研究等（以下「審議等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</u></p> <p><u>(6) 区の機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</u></p>	<p><u>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p><u>本号削除</u></p> <p><u>(4) 区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>(5) 区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行条例第 3 号より移動。</li> <li>・ 現行条例第 7 号を移動。</li> <li>・ 改正案第 5 号キに整理。</li> <li>・ 地方独立行政法人を追加。</li> <li>・ 調査研究等を改正案第 5 号ウに移動。</li> <li>・ 地方独立行政法人を追加。</li> <li>・ 現行条例の「監査、検査、取締り、試験」を改正案第 5 号アに移動。</li> <li>・ 「契約、交渉、争訟」を同号イに移動</li> <li>・ 「人事管理」を同号エに移動。</li> </ul>

現行	改正後（案）	備考
<u>本条追加</u>	<u>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u>	・ 現行条例第 6 号より移動。
<u>本条追加</u>	<u>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u>	・ 現行条例第 6 号より移動。
<u>本条追加</u>	<u>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u>	・ 現行条例第 5 号より移動。
<u>本条追加</u>	<u>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u>	・ 現行条例第 6 号より移動。
<u>本条追加</u>	<u>オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u>	・ 法との整合。
<u>本条追加</u>	<u>カ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u>	・ 法との整合。
<u>本条追加</u>	<u>キ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u>	・ 法との整合。
<u>(7) 区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者任意にももの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必</u>	<u>本号削除</u>	・ 改正案第 3 号イに移動。

現行	改正後（案）	備考
<p><u>要であると認められる情報を除く。</u></p> <p>（部分公開）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。</p> <p>2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、<u>氏名、住所その他の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されない</u>と認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（公益上の理由による裁量的公開）第9条 省略</p> <p>（行政文書の存否に関する情報）</p> <p>第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>第7条第2号</u>の情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>（公開請求に対する決定及び通知）第11条から（公開決定等の期限）第13条まで 省略</p>	<p>（部分公開）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。</p> <p>2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、<u>生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない</u>と認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（公益上の理由による裁量的公開）第9条 省略</p> <p>（行政文書の存否に関する情報）</p> <p>第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>非公開情報を公開</u>することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>（公開請求に対する決定及び通知）第11条から（公開決定等の期限）第13条まで 省略</p>	<p>備考</p> <p>・法との整合。</p> <p>・法との整合。</p>

現行	改正後（案）	備考
<p>（第三者保護に関する手続き）</p> <p>第14条 公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときその他相当の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ、<u>同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書</u>に該当すると認められるとき。</p> <p>（2） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。</p> <p>第14条第3項から （委任）第29条まで 省略</p>	<p>（第三者保護に関する手続き）</p> <p>第14条 公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときその他相当の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ <u>又は同条第3号ただし書</u>に該当すると認められるとき。</p> <p>（2） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。</p> <p>第14条第3項から （委任）第29条まで 省略</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日豊島区条例第 号）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>・ 文言整理</p>



現行	改正後（案）	備考
	<u>2 施行日前に、この条例による改正前の豊島区情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する公文書の公開については、なお従前の例による。</u>	



「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等（案）」に関する  
パブリックコメントの実施結果並びに修正点について

- ◆意見の募集期間：令和4年10月1日から令和4年10月21日まで
- ◆周知方法：広報としま10月1日号掲載、区ホームページ掲載
- ◆閲覧方法：行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページ

1. 「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」に対するご意見及び修正点等

- ・意見の提出件数：1件
- ・意見の受付方法：メール1件
- ・ご意見の概要及び区の考え方

No.	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	<p>今回の国の改正法施行により、豊島区が持っている個人情報ができるだけのように扱われるかに危惧していた。</p> <p>豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例とともに、豊島区個人情報保護審議会条例を作成し、豊島区として独自に個人情報保護の立場を明確にされたことを高く評価する。</p> <p>今後、区の個人情報保護審議会において、国がどのような目的で個人情報を使用するかの報告事項を含めてほしい。</p>	1件	<p>個人情報の保護に関する法律第129条では、「地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる」と規定している。</p> <p>区では、豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例により豊島区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することを規定している。</p> <p>審議会が区の諮問に対し答申を行うためには、個人情報保護に関わる様々な情報を必要とすると理解していることから、国の情報に限定せず、個人情報の保護に関わる情報を審議会に対し情報提供していきたいと考えている。</p>

- ・修正点について

(1) 開示決定等期限、訂正決定等期限、利用停止決定等期限について

①修正理由

条例案では開示決定等期限を「開示請求のあった日から15日以内」としていたが、その根拠は、現行条例（豊島区個人情報等の保護に関する条例）の期限（請求のあった日の翌日から14日以内）と同一とすべきとの考え方によるものである。

ところが、決定等期限は、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算することとなっているため、上記期限のままですると実質、現行条例の規定より決定等期限が1日増えることになる。

そのため、第6条による開示決定等期限を15日以内から14日以内に修正した。

それに伴い、開示決定等期限の第6条第1項による期限（14日以内）に同条第2項による延長期限（30日以内）を加えた期限を示した第7条 大量請求開示決定等期限を45日以内から44日以内に修正した。

併せて訂正および利用停止決定等期限も15日以内から14日以内に修正した。

②修正箇所

修正前	修正後
第6条 法第83条第1項に規定する開示決定等は、開示請求があった日から <u>15日</u> 以内にしなければならない。	第6条 法第83条第1項に規定する開示決定等は、開示請求があった日から <u>14日</u> 以内にしなければならない。
第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から <u>45日</u> 以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする。	第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から <u>44日</u> 以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする。
第10条 法第94条第1項に規定する訂正決定等は、訂正請求があった日から <u>15日</u> 以内にしなければならない。	第10条 法第94条第1項に規定する訂正決定等は、訂正請求があった日から <u>14日</u> 以内にしなければならない。
第11条 法第102条第1項に規定する利用停止決定等は、利用停止請求があった日から <u>15日</u> 以内にしなければならない。	第11条 法第102条第1項に規定する利用停止決定等は、利用停止請求があった日から <u>14日</u> 以内にしなければならない。

2. 「豊島区行政情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）」に対するご意見及び修正点等

- ・意見の提出件数：0件
- ・修正点：なし

3. 参考

「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に対するご意見及び修正点等

- ・意見の提出件数：1件（豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の意見に含む）
- ・意見の受付方法：メール
- ・修正点：なし

## 第75号議案

### 豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

提出者 豊島区長 高 野 之 夫

### 豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(個人情報保護管理責任者)

第3条 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員（以下「実施機関」という。）は、保有個人情報の安全及び正確性の確保を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、前項の規定にかかわらず、写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

3 前項に規定する費用の額は、実費の範囲内において規則で定める。

(開示請求事項)

第5条 法第77条第1項に規定する開示請求書には、同項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等期限)

第6条 法第83条第1項に規定する開示決定等は、同項の規定にかかわらず、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(大量請求開示決定等期限)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(代理人による開示請求における本人の意思確認)

第8条 実施機関は、本人の委任による代理人によって法第76条第2項に規定する開示請求がなされたときは、本人に対して当該開示請求の意思を確認する書類を送付し、相当の期間を定めて、その提出を求めることができる。

2 実施機関は、前項の書類が提出されない場合において、当該開示請求を拒否することができる。

(開示しない理由がなくなる時期の明示)

第9条 実施機関は、法第82条第1項又は第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合において、その開示しない理由がなくなる時期が明らかであるときは、開示請求者に対し、その時期を通知しなければならない。

(訂正決定等期限)

第10条 法第94条第1項に規定する訂正決定等は、同項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等期限)

第11条 法第102条第1項に規定する利用停止決定等は、同項の規定にかかわらず、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正請求等に関する代理人による開示請求における本人の意思確認に係る規定の準用)

第12条 第8条の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人の意思確認について準用する。この場合において、同条第1項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求については「第98条第2項」と読み替えるものとする。

(審議会への諮問)

第13条 区長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、豊島区個人情報保護審議会条例（令和4年豊島区条例第 号）第1条に規定する豊島区個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(2) 前号に規定する場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合



(3) 実施機関が独自の個人情報保護に関する施策を実施しようとする場合

(4) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(実施状況の公表)

第14条 区長は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例に基づく個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第15条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧個人情報保護条例の廃止)

第2条 豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）は、廃止する。

(旧個人情報保護条例の廃止に係る経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の豊島区個人情報等の保護に関する条例（以下この条及び次条において「旧個人情報保護条例」という。）第3条第3項又は第15条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規

定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第16条、第27条、第28条、第29条又は第29条の2の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報等の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルであって同号アに掲げるもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(豊島区行政情報公開条例の一部改正)

第5条 豊島区行政情報公開条例（平成12年豊島区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはない」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできない」に、「と認められるもの」を「おそれがあるもの」に改め、同号イ中「、身体」を削り、同号ウ中「公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等」に改め、「氏名並びに」を削り、同条第3号中「及び地方公共団体」を「（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2

条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号ただし書中「、身体」を削り、同号に次のように加える。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第7条第4号を削り、同条第5号中「の内部若しくは相互間又は区の機関と国等(国、独立行政法人等又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)若しくは公開請求者以外のものとの間」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」に、「、協議、調査研究等(以下「審議等」という。)」を「又は協議」に、「当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」を「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事管理その他の」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う」に、「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事

業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」を「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同号に次のように加える。

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- カ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- キ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第7条中第6号を第5号とし、第7号を削る。

第8条第2項中「が識別され、又は識別され得るもの」を「を識別することができるもの」に、「住所その他の特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「生

年月日その他の特定の個人を識別することができる」に、「害されない」を「害されるおそれがない」に改める。

第10条中「第7条第2号の情報」を「非公開情報」に改める。

第14条第2項第1号中「、同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書」を「又は同条第3号ただし書」に改める。

(豊島区行政情報公開条例の一部改正に係る経過措置)

第6条 前条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の豊島区行政情報公開条例第5条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する行政情報の公開については、なお従前の例による。

(豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第7条 豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年豊島区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号中「豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

第13条及び第14条を削り、第15条を第13条とする。

第16条の前の見出し、同条及び第17条を削る。

(豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に係る経過措置)

第8条 前条の規定の施行前において指定管理者の管理する施設の業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「旧指定管理者指定条例」という。)第14条第3項の規定

によるその業務に関して知り得た附則第2条の規定による廃止前の豊島区個人情報等の保護に関する条例第2条第2号に規定する個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前に保有していた旧指定管理者指定条例第16条に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第9条 附則第7条の規定により旧指定管理者指定条例第16条及び第17条の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(豊島区公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第10条 豊島区公文書等の管理に関する条例(平成31年豊島区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「個人情報等(豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号)第2条第11号に規定する個人情報等)」を「個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報)」に、「当該個人情報等」を「当該個人情報」に改める。

(豊島区防災対策基本条例の一部改正)

第11条 豊島区防災対策基本条例(平成25年豊島区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条

例第3号) 第10条第2項に規定する」を「法第49条の11第1項の規定により」に、「同条例第11条第1項に規定する」を「同条第2項の規定により」に改める。

(説 明)

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、附則において豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号)を廃止するほか、関係条例を一部改正し、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。



## 豊島区個人情報保護に関する法律施行条例について

## 1 制定理由

個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という）の一部改正に伴い、同法の規定が区の機関に適用されることを受け、豊島区個人情報等の保護に関する条例を廃止し、同法の施行に必要な規定を整備する。

## 2 制定内容

## (1) 条例の概要

区分	内容
第 1 条	趣旨（改正法の施行に関し必要な事項を定める）
第 2 条	用語（改正法及び法施行令で使用する用語の例による）
第 3 条	個人情報保護管理責任者（実施機関：区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員）
第 4 条	開示請求に係る手数料（無料、写しの作成及び送付に要する費用を実費の範囲で負担）
第 5 条	開示請求事項
第 6 条	開示決定等期限（請求の日から 14 日以内、ただし、正当な理由があるときは 30 日に限り延長可能）
第 7 条	大量請求決定等期限（第 6 条で定める期限内に相当の部分に対して開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定）
第 8 条	代理人による開示請求における本人の意思確認（本人に対して意思を確認する書類を送付し、その提出を求めることができる）
第 9 条	開示しない理由がなくなる時期の明示
第 10 条	訂正決定等期限（請求の日から 14 日以内、ただし、正当な理由があるときは 30 日に限り延長可能）
第 11 条	利用停止決定等期限（請求の日から 14 日以内、ただし、正当な理由があるときは 30 日に限り延長可能）
第 12 条	訂正請求等に関する代理人による開示請求における本人の意思確認に係る規定の準用（第 8 条の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人の意思確認について準用する）
第 13 条	審議会への諮問（安全管理措置、運用上の細則、独自の施策、条例の改廃について、豊島区個人情報保護審議会（仮称）に諮問することができる）
第 14 条	実施状況の公表（区長は、個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ公表しなければならない）
第 15 条	委任

## (2) 附則における関係条例の改正・廃止

### ① 豊島区行政情報公開条例

- ・改正法第78条第1項各号に定める保有個人情報の開示請求に係る「不開示情報」の規定との整合を図るため、条例第7条各号に定める行政情報の公開請求に係る「非公開情報」の規定の文言整理及び項目の組み換え等を行う。

### ② 豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・次の下線部に係る「個人情報」の定義に関し、引用元を改める。

現行	改正後（案）
第7条第1項～第2項 略 (1)～(6) 略 (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報（ <u>豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）第2条第2号</u> に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項	第7条第1項～第2項 略 (1)～(6) 略 (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報（ <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u> に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

- ・改正法の規定が指定管理者に適用されることを受け、個人情報保護に係る措置、個人情報に係る指定管理者の責務及び罰則に係る規定を削る。

### ③ 豊島区公文書等の管理に関する条例

- ・次の下線部に係る「個人情報等」の定義に関し、引用元を改める。

現行	改正後（案）
第10条第1項～第2項 略 3 区長は、特定重要公文書に個人情報等（ <u>豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）第2条第11号</u> に規定する個人情報等をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、 <u>当該個人情報等</u> の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。	第10条第1項～第2項 略 3 区長は、特定重要公文書に個人情報（ <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u> に規定する個人情報）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、 <u>当該個人情報</u> の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

#### ④ 豊島区防災対策基本条例

- ・次の下線部に係る「目的外利用」及び「外部提供」の定義について、「豊島区個人情報の保護に関する条例」の廃止に伴い、災害対策基本法を根拠とする規定に改める。

現行	改正後（案）
第15条第1項～第2項 略 3 区長は、第1項に規定する施策を推進するため、災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報のうち別表第3で掲げるものについて、 <u>豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）第10条第2項に規定する</u> 目的外利用を行い、地域防災組織又は別表第4で掲げるものに対して、 <u>同条例第11条第1項に規定する</u> 外部提供を行い、必要な個人情報を共有させるものとする。（以下略）	第15条第1項～第2項 略 3 区長は、第1項に規定する施策を推進するため、災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報のうち別表第3で掲げるものについて、 <u>法第49条の11第1項の規定により</u> 目的外利用を行い、地域防災組織又は別表第4で掲げるものに対して、 <u>同条第2項の規定により</u> 外部提供を行い、必要な個人情報を共有させるものとする。（以下略）

#### ⑤ 豊島区個人情報等の保護に関する条例を廃止する。

### 3 施行期日

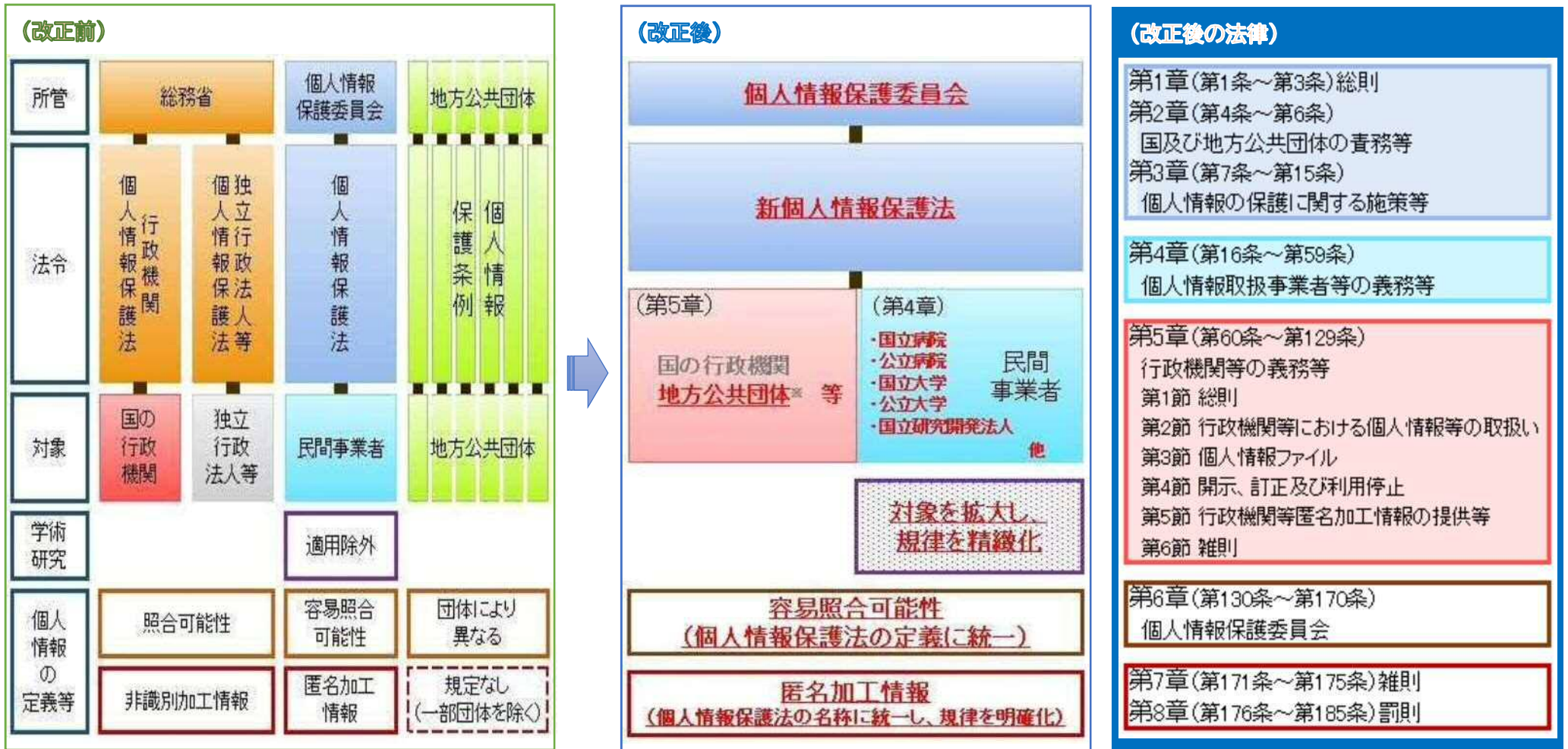
令和5年4月1日

### 4 資料

- (1) 法体系・条例の位置づけ
- (2) 個人情報保護制度の主な変更点（個人情報の取扱い）
- (3) 豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等の検討経過等
- (4) 豊島区行政情報公開条例の一部を改正する条例 新旧対照表
- (5) 「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等（案）」に関するパブリックコメントの実施結果並びに修正点について



# 法体系・条例の位置づけ



- ①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ②いわゆる2000個問題による、団体ごとの規定・運用の相違がデータ流通の支障となり大規模災害時等の対応の遅れにつながることから、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定。
- ③個人情報の取扱いについて国と同じ規律が適用される。その中で、保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等が規定され、現行と同水準の個人情報に対する保護措置が担保される。



# 個人情報保護制度の主な変更点(個人情報の取扱い)

	現行条例	改正法
個人情報の取扱い	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、審議会等への諮問を規定	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない (ガイドライン 9-4)
収集	予め目的を明確にし、必要最小限の範囲で適法・公正な手段で収集すると規定	64条(適正な取得)、61条(個人情報の保有の制限等)により条例と同等の内容を規定
収集禁止事項の収集	思想、信条等の情報を「収集禁止事項」として規定(例外規定あり)	2条3項で要配慮個人情報を定義しているが、収集禁止事項の規定なし
本人以外からの収集	本人からの個人情報の直接収集を規定(例外規定あり)	同様の規定なし
利用・提供制限 (目的外利用・外部提供)	保有個人情報の適正利用を規定し、目的外利用・外部提供の禁止を規定 例外規定〔本人同意、法令等、生命・身体保護、審議会諮問(公益上特に必要)など〕	69条では、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供してはならないと規定 例外規定〔本人同意・本人提供、相当の理由のある行政機関内部利用、提供する他の行政機関等における相当の理由、統計の作成又は学術研究、本人の利益、特別の理由〕
電算処理	電算処理の項目変更には審議会諮問が要件(例外規定あり) 収集禁止事項の電算処理の禁止(例外規定あり) 区以外の電子計算機との結合を禁止(例外規定あり)	規定なし 66条(安全管理措置):サイバーセキュリティ対策基準等を参考にした適切な水準の確保(ガイドライン)など
業務委託に関する措置	業務委託するときは受託者に取り扱うことができる個人情報の範囲・取扱方法の制限を付し、安全確保の措置を講ずる義務を課す。この制限を課すには審議会諮問が必要(法令等の定めによる例外規定)	66条(安全管理措置)により、受託者、受託業務について、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることを規定





## 豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等の検討経過等

### 1 検討経過等

R3. 5. 19	改正個人情報保護法公布（R4. 1 ガイドライン、R4. 2 Q&A）
R4. 3. 29, 5. 19	審議会に報告（改正法による制度変更、対応方針等）
R4. 5. 17	審議会の学識経験者委員等による検討会を設置
R4. 6. 14	第1回検討会〔法施行条例〕
R4. 7. 8	第2回検討会〔法律施行条例・審議会条例・不開示情報の整合〕
R4. 8. 31	第3回検討会〔条例案検討結果の確認〕
R4. 9. 8	審議会に報告（条例案の検討結果）
R4. 9	第3回定例会で報告〔法施行条例のパブリックコメント実施等〕
R4. 10	パブリックコメント実施
R4. 10	制度改正に向けての全庁説明会実施
R4. 11	運用の手引き（案）作成
R4. 11	第4回定例会に議案上程

### 2 法律施行条例の規定事項

国のガイドラインにより、条例に規定されることが想定される事項、条例に規定が置かれることが許容される事項及び許容されない事項について確認し、条例案を作成。

- 1) **条例に規定されることが想定される主な事項**
  - ・ 本人開示等請求における手数料
- 2) **条例に規定が置かれることが許容される主な事項**
  - ・ 開示決定等期限
  - ・ 大量請求開示決定等期限
  - ・ 訂正決定等期限
  - ・ 利用停止決定等期限
  - ・ 審議会への諮問
- 3) **条例に規定が置かれることが許容されない主な事項**
  - ・ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
  - ・ オンライン結合に特別の制限を設ける規定
  - ・ 目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定



## 豊島区行政情報公開条例(平成12年条例第2号)の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>○豊島区行政情報公開条例 平成12年3月27日豊島区条例第2号</p> <p>(目的) 第1条から (公開請求の手續) 第6条まで 省略</p> <p>(行政情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令等（法律、命令、他の条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>○豊島区行政情報公開条例 平成12年3月27日豊島区条例第2号</p> <p>(目的) 第1条から (公開請求の手續) 第6条まで 省略</p> <p>(行政情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令等（法律、命令、他の条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>・特定の個人を識別することができる具体例及び「他の情報と照合することにより識別することができることとなるもの」を追加。</p>

現行	改正後（案）	備考
<p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が<u>公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）</u>である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務執行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体」を「生命」に含む。</li> <li>・独立行政法人等を規定する法律の記載を追加し、地方独立行政法人を追加。</li> <li>・「身体」を「生命」に含む。</li> <li>・「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は改正案第3号アに移動。</li> </ul>

現行	改正後（案）	備考
<p><u>本条追加</u></p> <p><u>本状追加</u></p> <p><u>(4) 公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報</u></p> <p><u>(5) 区の機関の内部若しくは相互間又は区の機関と国等（国、独立行政法人等又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）若しくは公開請求者以外のものとの間における審議、検討、協議、調査研究等（以下「審議等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</u></p> <p><u>(6) 区の機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</u></p>	<p><u>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p><u>本号削除</u></p> <p><u>(4) 区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>(5) 区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行条例第 3 号より移動。</li> <li>・ 現行条例第 7 号を移動。</li> <li>・ 改正案第 5 号キに整理。</li> <li>・ 地方独立行政法人を追加。</li> <li>・ 調査研究等を改正案第 5 号ウに移動。</li> <li>・ 地方独立行政法人を追加。</li> <li>・ 現行条例の「監査、検査、取締り、試験」を改正案第 5 号アに移動。</li> <li>・ 「契約、交渉、争訟」を同号イに移動</li> <li>・ 「人事管理」を同号エに移動。</li> </ul>

現行	改正後（案）	備考
<u>本条追加</u>	<u>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u>	・ 現行条例第 6 号より移動。
<u>本条追加</u>	<u>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u>	・ 現行条例第 6 号より移動。
<u>本条追加</u>	<u>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u>	・ 現行条例第 5 号より移動。
<u>本条追加</u>	<u>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u>	・ 現行条例第 6 号より移動。
<u>本条追加</u>	<u>オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u>	・ 法との整合。
<u>本条追加</u>	<u>カ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u>	・ 法との整合。
<u>本条追加</u>	<u>キ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u>	・ 法との整合。
<u>(7) 区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者任意にももの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必</u>	<u>本号削除</u>	・ 改正案第 3 号イに移動。

現行	改正後（案）	備考
<p><u>要であると認められる情報を除く。</u></p> <p>（部分公開）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。</p> <p>2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、<u>氏名、住所その他の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されない</u>と認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（公益上の理由による裁量的公開）第9条 省略</p> <p>（行政文書の存否に関する情報）</p> <p>第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>第7条第2号</u>の情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>（公開請求に対する決定及び通知）第11条から（公開決定等の期限）第13条まで 省略</p>	<p>（部分公開）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。</p> <p>2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、<u>生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない</u>と認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（公益上の理由による裁量的公開）第9条 省略</p> <p>（行政文書の存否に関する情報）</p> <p>第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>非公開情報を公開</u>することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>（公開請求に対する決定及び通知）第11条から（公開決定等の期限）第13条まで 省略</p>	<p>備考</p> <p>・法との整合。</p> <p>・法との整合。</p>

現行	改正後（案）	備考
<p>（第三者保護に関する手続き）</p> <p>第14条 公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときその他相当の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ、<u>同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書</u>に該当すると認められるとき。</p> <p>（2） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。</p> <p>第14条第3項から （委任）第29条まで 省略</p>	<p>（第三者保護に関する手続き）</p> <p>第14条 公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときその他相当の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ <u>又は同条第3号ただし書</u>に該当すると認められるとき。</p> <p>（2） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。</p> <p>第14条第3項から （委任）第29条まで 省略</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日豊島区条例第 号）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>・ 文言整理</p>



現行	改正後（案）	備考
	<u>2 施行日前に、この条例による改正前の豊島区情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する公文書の公開については、なお従前の例による。</u>	



「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等（案）」に関する  
パブリックコメントの実施結果並びに修正点について

- ◆意見の募集期間：令和4年10月1日から令和4年10月21日まで
- ◆周知方法：広報としま10月1日号掲載、区ホームページ掲載
- ◆閲覧方法：行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページ

1. 「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」に対するご意見及び修正点等

- ・意見の提出件数：1件
- ・意見の受付方法：メール1件
- ・ご意見の概要及び区の考え方

No.	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	<p>今回の国の改正法施行により、豊島区が持っている個人情報ができるだけのように扱われるかに危惧していた。</p> <p>豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例とともに、豊島区個人情報保護審議会条例を作成し、豊島区として独自に個人情報保護の立場を明確にされたことを高く評価する。</p> <p>今後、区の個人情報保護審議会において、国がどのような目的で個人情報を使用するかの報告事項を含めてほしい。</p>	1件	<p>個人情報の保護に関する法律第129条では、「地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる」と規定している。</p> <p>区では、豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例により豊島区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することを規定している。</p> <p>審議会が区の諮問に対し答申を行うためには、個人情報保護に関わる様々な情報を必要とすると理解していることから、国の情報に限定せず、個人情報の保護に関わる情報を審議会に対し情報提供していきたいと考えている。</p>

- ・修正点について

(1) 開示決定等期限、訂正決定等期限、利用停止決定等期限について

①修正理由

条例案では開示決定等期限を「開示請求のあった日から15日以内」としていたが、その根拠は、現行条例（豊島区個人情報等の保護に関する条例）の期限（請求のあった日の翌日から14日以内）と同一とすべきとの考え方によるものである。

ところが、決定等期限は、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算することとなっているため、上記期限のままですと実質、現行条例の規定より決定等期限が1日増えることになる。

そのため、第6条による開示決定等期限を15日以内から14日以内に修正した。

それに伴い、開示決定等期限の第6条第1項による期限（14日以内）に同条第2項による延長期限（30日以内）を加えた期限を示した第7条 大量請求開示決定等期限を45日以内から44日以内に修正した。

併せて訂正および利用停止決定等期限も15日以内から14日以内に修正した。

②修正箇所

修正前	修正後
第6条 法第83条第1項に規定する開示決定等は、開示請求があった日から <u>15日</u> 以内にしなければならない。	第6条 法第83条第1項に規定する開示決定等は、開示請求があった日から <u>14日</u> 以内にしなければならない。
第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から <u>45日</u> 以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする。	第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から <u>44日</u> 以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする。
第10条 法第94条第1項に規定する訂正決定等は、訂正請求があった日から <u>15日</u> 以内にしなければならない。	第10条 法第94条第1項に規定する訂正決定等は、訂正請求があった日から <u>14日</u> 以内にしなければならない。
第11条 法第102条第1項に規定する利用停止決定等は、利用停止請求があった日から <u>15日</u> 以内にしなければならない。	第11条 法第102条第1項に規定する利用停止決定等は、利用停止請求があった日から <u>14日</u> 以内にしなければならない。

2. 「豊島区行政情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）」に対するご意見及び修正点等

- ・意見の提出件数：0件
- ・修正点：なし

3. 参考

「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に対するご意見及び修正点等

- ・意見の提出件数：1件（豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の意見に含む）
- ・意見の受付方法：メール
- ・修正点：なし

## 第75号議案

### 豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

提出者 豊島区長 高野之夫

### 豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(個人情報保護管理責任者)

第3条 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員（以下「実施機関」という。）は、保有個人情報の安全及び正確性の確保を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、前項の規定にかかわらず、写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

3 前項に規定する費用の額は、実費の範囲内において規則で定める。

(開示請求事項)

第5条 法第77条第1項に規定する開示請求書には、同項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等期限)

第6条 法第83条第1項に規定する開示決定等は、同項の規定にかかわらず、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(大量請求開示決定等期限)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(代理人による開示請求における本人の意思確認)

第8条 実施機関は、本人の委任による代理人によって法第76条第2項に規定する開示請求がなされたときは、本人に対して当該開示請求の意思を確認する書類を送付し、相当の期間を定めて、その提出を求めることができる。

2 実施機関は、前項の書類が提出されない場合において、当該開示請求を拒否することができる。

(開示しない理由がなくなる時期の明示)

第9条 実施機関は、法第82条第1項又は第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合において、その開示しない理由がなくなる時期が明らかであるときは、開示請求者に対し、その時期を通知しなければならない。

(訂正決定等期限)

第10条 法第94条第1項に規定する訂正決定等は、同項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等期限)

第11条 法第102条第1項に規定する利用停止決定等は、同項の規定にかかわらず、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正請求等に関する代理人による開示請求における本人の意思確認に係る規定の準用)

第12条 第8条の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人の意思確認について準用する。この場合において、同条第1項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求については「第98条第2項」と読み替えるものとする。

(審議会への諮問)

第13条 区長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、豊島区個人情報保護審議会条例（令和4年豊島区条例第 号）第1条に規定する豊島区個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(2) 前号に規定する場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合



(3) 実施機関が独自の個人情報保護に関する施策を実施しようとする場合

(4) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(実施状況の公表)

第14条 区長は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例に基づく個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第15条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧個人情報保護条例の廃止)

第2条 豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）は、廃止する。

(旧個人情報保護条例の廃止に係る経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の豊島区個人情報等の保護に関する条例（以下この条及び次条において「旧個人情報保護条例」という。）第3条第3項又は第15条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規

定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第16条、第27条、第28条、第29条又は第29条の2の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報等の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルであって同号アに掲げるもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(豊島区行政情報公開条例の一部改正)

第5条 豊島区行政情報公開条例（平成12年豊島区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはない」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできない」に、「と認められるもの」を「おそれがあるもの」に改め、同号イ中「、身体」を削り、同号ウ中「公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等」に改め、「氏名並びに」を削り、同条第3号中「及び地方公共団体」を「（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2

条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号ただし書中「、身体」を削り、同号に次のように加える。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第7条第4号を削り、同条第5号中「の内部若しくは相互間又は区の機関と国等(国、独立行政法人等又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)若しくは公開請求者以外のものとの間」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」に、「、協議、調査研究等(以下「審議等」という。)」を「又は協議」に、「当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」を「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事管理その他の」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う」に、「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事

業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」を「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同号に次のように加える。

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- カ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- キ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第7条中第6号を第5号とし、第7号を削る。

第8条第2項中「が識別され、又は識別され得るもの」を「を識別することができるもの」に、「住所その他の特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「生

年月日その他の特定の個人を識別することができる」に、「害されない」を「害されるおそれがない」に改める。

第10条中「第7条第2号の情報」を「非公開情報」に改める。

第14条第2項第1号中「、同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書」を「又は同条第3号ただし書」に改める。

(豊島区行政情報公開条例の一部改正に係る経過措置)

第6条 前条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の豊島区行政情報公開条例第5条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する行政情報の公開については、なお従前の例による。

(豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第7条 豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年豊島区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号中「豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

第13条及び第14条を削り、第15条を第13条とする。

第16条の前の見出し、同条及び第17条を削る。

(豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に係る経過措置)

第8条 前条の規定の施行前において指定管理者の管理する施設の業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「旧指定管理者指定条例」という。)第14条第3項の規定

によるその業務に関して知り得た附則第2条の規定による廃止前の豊島区個人情報等の保護に関する条例第2条第2号に規定する個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前に保有していた旧指定管理者指定条例第16条に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第9条 附則第7条の規定により旧指定管理者指定条例第16条及び第17条の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(豊島区公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第10条 豊島区公文書等の管理に関する条例(平成31年豊島区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「個人情報等(豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号)第2条第11号に規定する個人情報等)」を「個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報)」に、「当該個人情報等」を「当該個人情報」に改める。

(豊島区防災対策基本条例の一部改正)

第11条 豊島区防災対策基本条例(平成25年豊島区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条

例第3号) 第10条第2項に規定する」を「法第49条の11第1項の規定により」に、「同条例第11条第1項に規定する」を「同条第2項の規定により」に改める。

(説明)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、附則において豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号)を廃止するほか、関係条例を一部改正し、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。



豊島区個人情報保護審議会条例について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定が区の機関に適用されることを受け、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を廃止し、同法第129条に規定する審議会を新たに設置する。

2 制定内容

(1) 審議会の所掌事務等

① 審議会の設置

- ・ 区長の附属機関として、「豊島区個人情報保護審議会」を置く。

② 審議会の所掌事務

- ・ 「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例」に規定する区長が諮問することができる事項
- ・ 特定個人情報保護評価（※）に関する規則（特定個人情報保護委員会規則）により意見を聴くこととされた事項

※特定個人情報保護評価：個人番号を含む個人情報である特定個人情報の安全管理措置については、評価することが義務づけられており、国に報告する前に学識経験者等の意見を聴くものとされている

③ 組織、委員

- ・ 審議会は、6人以内で組織する。
- ・ 優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- ・ 委員の任期は、2年とする。

(2) 附則における関係条例の改正・廃止

① 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

- ・ 次の下線部を「豊島区個人情報保護審議会委員」に改める。

現行		改正後（案）	
豊島区行政情報公開・ 個人情報保護審議会 委員	会長日額 15,700円 委員日額 13,700円	豊島区個人情報保護 審議会委員	会長日額 15,700円 委員日額 13,700円

- ② 豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例  
 ・次の下線部を「豊島区個人情報保護審議会」に改める。

現行	改正後（案）
<p>第13条 区長は、第11条に規定する緊急時対応計画の策定、変更その他の住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する重要な事項について、<u>豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会</u>（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p>	<p>第13条 区長は、第11条に規定する緊急時対応計画の策定、変更その他の住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する重要な事項について、<u>豊島区個人情報保護審議会</u>（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p>

- ③豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 資料

- (1)「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

## 「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

- ◆意見の募集期間：令和4年10月1日から令和4年10月21日まで
- ◆周知方法：広報としま10月1日号掲載、区ホームページ掲載
- ◆閲覧方法：行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページ

### 1. 「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に対するご意見等

- ・意見の提出件数：1件
- ・意見の受付方法：メール1件
- ・ご意見の概要及び区の考え方

No.	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	<p>今回の国の改正法施行により、豊島区が持っている個人情報かどのように扱われるかに危惧していた。</p> <p>豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例とともに、豊島区個人情報保護審議会条例を作成し、豊島区として独自に個人情報保護の立場を明確にされたことを高く評価する。</p> <p>今後、区の個人情報保護審議会において、国がどのような目的で個人情報を使用するかの報告事項を含めてほしい。</p>	1件	<p>個人情報の保護に関する法律第129条では、「地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる」と規定している。</p> <p>区では、豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例により豊島区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することを規定している。</p> <p>審議会が区の諮問に対し答申を行うためには、個人情報保護に関わる様々な情報を必要とすると理解していることから、国の情報に限定せず、個人情報の保護に関わる情報を審議会に対し情報提供していきたいと考えている。</p>

### 2. 参考

#### (1) 「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」に対するご意見等

- ・意見の提出件数：1件（豊島区個人情報保護審議会条例（案）の意見を含む）
- ・意見の受付方法：メール

#### (2) 豊島区行政情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）」に対するご意見等

- ・意見の提出件数：0件



## 第76号議案

### 豊島区個人情報保護審議会条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

提出者 豊島区長 高野之夫

### 豊島区個人情報保護審議会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊島区条例第 号。以下「法施行条例」という。）に基づき個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、区長の附属機関として、豊島区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議して答申する。

- (1) 法施行条例第13条の規定により区長が諮問する事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、規則で定める事項について、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、区長が招集する。ただし、委員の過半数の者から会議に付議すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、区長は、これを招集しなければならない。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、審議会が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(調査)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関（法施行条例第3条に規定する実施機関をいう。）の職員その他の関係人に対し、会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年豊島区条例第4号）は、廃止する。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会委員の項を次のように改める。

豊島区個人情報保護審議会委員	会長日額 15,700円
	委員日額 13,700円

(豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一

部改正)

第4条 豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例

(平成15年豊島区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会」を「豊島区個人情報保護審議会」に改める。

(説明)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、新たに豊島区個人情報保護審議会を区長の附属機関として位置付け、設置及び組織等について定めるとともに、附則において豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年豊島区条例第4号)を廃止するほか、関係条例を一部改正し、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。



豊島区個人情報保護審議会条例について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定が区の機関に適用されることを受け、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を廃止し、同法第129条に規定する審議会を新たに設置する。

2 制定内容

(1) 審議会の所掌事務等

① 審議会の設置

- ・区長の附属機関として、「豊島区個人情報保護審議会」を置く。

② 審議会の所掌事務

- ・「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例」に規定する区長が諮問することができる事項
- ・特定個人情報保護評価（※）に関する規則（特定個人情報保護委員会規則）により意見を聴くこととされた事項

※特定個人情報保護評価：個人番号を含む個人情報である特定個人情報の安全管理措置については、評価することが義務づけられており、国に報告する前に学識経験者等の意見を聴くものとされている

③ 組織、委員

- ・審議会は、6人以内で組織する。
- ・優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- ・委員の任期は、2年とする。

(2) 附則における関係条例の改正・廃止

① 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

- ・次の下線部を「豊島区個人情報保護審議会委員」に改める。

現行		改正後（案）	
<u>豊島区行政情報公開・ 個人情報保護審議会 委員</u>	会長日額 15,700円 委員日額 13,700円	<u>豊島区個人情報保護 審議会委員</u>	会長日額 15,700円 委員日額 13,700円

- ② 豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例  
 ・次の下線部を「豊島区個人情報保護審議会」に改める。

現行	改正後（案）
<p>第13条 区長は、第11条に規定する緊急時対応計画の策定、変更その他の住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する重要な事項について、<u>豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会</u>（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p>	<p>第13条 区長は、第11条に規定する緊急時対応計画の策定、変更その他の住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する重要な事項について、<u>豊島区個人情報保護審議会</u>（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p>

- ③豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 資料

- (1)「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

## 「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

- ◆意見の募集期間：令和4年10月1日から令和4年10月21日まで
- ◆周知方法：広報としま10月1日号掲載、区ホームページ掲載
- ◆閲覧方法：行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページ

### 1. 「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に対するご意見等

- ・意見の提出件数：1件
- ・意見の受付方法：メール1件
- ・ご意見の概要及び区の考え方

No.	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	<p>今回の国の改正法施行により、豊島区が持っている個人情報かどのように扱われるかに危惧していた。</p> <p>豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例とともに、豊島区個人情報保護審議会条例を作成し、豊島区として独自に個人情報保護の立場を明確にされたことを高く評価する。</p> <p>今後、区の個人情報保護審議会において、国がどのような目的で個人情報を使用するかの報告事項を含めてほしい。</p>	1件	<p>個人情報の保護に関する法律第129条では、「地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる」と規定している。</p> <p>区では、豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例により豊島区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することを規定している。</p> <p>審議会が区の諮問に対し答申を行うためには、個人情報保護に関わる様々な情報を必要とすると理解していることから、国の情報に限定せず、個人情報の保護に関わる情報を審議会に対し情報提供していきたいと考えている。</p>

### 2. 参考

#### (1) 「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」に対するご意見等

- ・意見の提出件数：1件（豊島区個人情報保護審議会条例（案）の意見を含む）
- ・意見の受付方法：メール

#### (2) 「豊島区行政情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）」に対するご意見等

- ・意見の提出件数：0件

## 第76号議案

### 豊島区個人情報保護審議会条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

提出者 豊島区長 高野之夫

### 豊島区個人情報保護審議会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊島区条例第 号。以下「法施行条例」という。）に基づき個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、区長の附属機関として、豊島区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議して答申する。

- (1) 法施行条例第13条の規定により区長が諮問する事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、規則で定める事項について、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
ただし、再任を妨げない。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、区長が招集する。ただし、委員の過半数の者から会議に付議すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、区長は、これを招集しなければならない。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、審議会が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(調査)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関（法施行条例第3条に規定する実施機関をいう。）の職員その他の関係人に対し、会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年豊島区条例第4号）は、廃止する。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会委員の項を次のように改める。

豊島区個人情報保護審議会委員	会長日額 15,700円
	委員日額 13,700円

(豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一

部改正)

第4条 豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例

(平成15年豊島区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会」を「豊島区個人情報保護審議会」に改める。

(説明)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、新たに豊島区個人情報保護審議会を区長の附属機関として位置付け、設置及び組織等について定めるとともに、附則において豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年豊島区条例第4号)を廃止するほか、関係条例を一部改正し、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。